

## 北海道地域環境学習講座設置要綱

### 第1 目的

北海道地域環境学習講座（以下「eco - アカデミア」という。）は、地球温暖化対策、循環型社会の形成、自然との共生など環境保全に関して北海道が定める講座を、住民団体等が自主的に開催する制度を設けることにより、地域における環境保全活動に資するとともに、地域住民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

### 第2 制度の内容

知事は、地域における自主的な環境保全活動を推進するため、eco - アカデミアを定め、住民団体等の代表者の申請に基づき、eco - アカデミアの開催を承認し、その開催に対して環境保全に関する専門家（以下「トレーナー」という。）を派遣する。

### 第3 トレーナーの職務

トレーナーは、地域において開催される eco - アカデミアを通じ、環境保全に関する指導・助言を行うものとする。

### 第4 トレーナーの委嘱

知事は、eco - アカデミアの各講座について、環境保全に関する知識と経験を有する者、環境保全活動を実践している者等、当該講座の実施に関し適任と認められる者をトレーナーとして委嘱する。

### 第5 トレーナーの任期

トレーナーの委嘱期間は委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし再任を妨げない。

### 第6 経費の負担

知事は、トレーナーの派遣に対して謝金及び旅費を支給する。

### 第7 その他

この要綱で定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。